

臨時報告第10号様式

府発第 5334 号

矯正局長

平成22年10月12日

殿

東京矯正管区長

府中刑務所長

自殺事故報告

事 故 の 概 况	1 発 生 年 月 日	1 平成22年9月25日(土)
	2 発 生 時 刻	2 午後3時53分
	3 場 所	3 [REDACTED] (単独室)
	4 方 法	4 [REDACTED]
	5 緒 緯	5 平成22年9月25日午後3時53分ころ、事故者がい首しているのを発見した[REDACTED]が、居室担当職員に呼び掛け、これを受けた居室担当職員が事故者の居室に駆け付けたところ、事故者が上記4の状況であったため、直ちに非常ベル通報した。
		非常ベル通報により、監督当直者ほか数名の職員が駆け付け、同居室を開扉の上、[REDACTED]が、事故者が心肺停止状態であったため、直ちに心臓マッサージ及び人工呼吸を開始するとともに、自動体外式除細動器による心肺蘇生措置を実施するも、自発呼吸及び心臓の拍動は認められなかった。
		同4時10分ころ、医務部診察室へ搬送し、救急

処置を継続していたところ、微弱ながら心臓の拍動が確認され、[REDACTED]にまで回復した。

しかし [REDACTED]ため、同時15分、救急車の出動を要請し、同時20分救急車が到着、救急救命隊員により救急処置を講じられながら、同時40分、救急車により[REDACTED]へ出発し、同時刻、宅直医医務部長奥村雄介により病名を「い首自殺企図による[REDACTED]」として[REDACTED]され、同時45分、[REDACTED]に到着した。

[REDACTED]搬送後、同5時15分に入院が決定し、その後も医療措置を講じていたが、当所でも医療処置は可能であるとして、同月28日、[REDACTED]を退院、当所[REDACTED]に収容し、点滴等の医療措置を継続していたが、

[REDACTED]し、経過を観察していたが、同年10月1日、午後1時42分、当所医務部医師[REDACTED]により、「[REDACTED]による死亡が確認された。

6 使用器具

6 [REDACTED]
7 該当事項なし
8 該当事項なし。
9 事故者の最終生存確認時刻は平成22年9月25日午後3時45分ころであり、居室担当職員が、事故者が[REDACTED]ところを現認している。

事 故 者	1 事 故 者 の 種 别	1
	2 身 分	2 [REDACTED]
	3 氏 名	3 [REDACTED]
	4 生 年 月 日	4 [REDACTED]
	5 罪 名 又 は 事 件 名	5 [REDACTED]
	6 刑 名 ・ 刑 期	6 [REDACTED]
	7 刑 の 起 算 日	7 [REDACTED]

1 自殺者
2 [REDACTED]受刑者
3 [REDACTED]
4 [REDACTED]
5 [REDACTED]
6 [REDACTED]
7 [REDACTED]

	8 刑 の 終 了 日	8	
	9 犯 数	9	
	10 制限区分及び優遇区分	10	
	11 所内における行状	11	
	12 本 籍	12	
	13 住 所	13	
	14 特殊被収容者報告の有無	14	
	15 そ の 他	15	
職 員 の 状 況	1 配 置 及 び 勤 務 状 況	1 発見当時、事故のあった [] には職員 [] が配置されており、15分に1回、巡回視察を行っていた。	
	2 監 督 方 法	2 監督当直者、副監督当直者、保安監督者が適宜巡回を行っていた。	
	3 職 責 处 理 の 状 況	3 勤務職員は巡回視察を密に行っていていることから、結果として既遂とはなったものの問責は予定していない。	
事 態 収 拾 の 措 置	1 職 員 の 非 常 招 集	1 病院への緊急搬送、その後、事故者が [] に入院したことにより、職員 [] を非常招集したほか、総務部長、処遇首席、庶務課長、調査官ら11名が事態の把握、[] に係る親族への通知等のため不時登庁した。	
	2 非常配置箇所数、時間及 び 人 員	2 非常招集した [] の職員については緊急搬送された病院での戒護勤務に引き続き、翌朝までの病院	

	<p>3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察署への依頼</p>	<p>移送勤務となった。</p> <p>3 該当事項なし</p> <p>4 府中警察署から警察官が来所したため、事情説明を行った。</p>
事故の原因・動機	<p>1 事故者の動機</p> <p>2 施設側の欠陥</p>	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 [REDACTED]ところ、事故者の動静について特に注意して視察する必要があった。</p>
事故者に対する措置	<p>1 懲罰</p> <p>2 事件送致</p>	<p>1 事犯後死亡したため、本件事犯について調査には付しておらず、[REDACTED]。</p> <p>2 該当事項なし。</p>
改善事項	<p>1 改善した事項</p> <p>2 改善すべき事項</p>	<p>1 自殺企図事犯をじやつ起した者等の情報については、処遇部ミーティング等の機会を用いて共有を図り、その旨を確実に勤務者に引き継ぐこととしているが、同種事故発生防止のため、より積極的に面接等を実施し、心情の把握及び心情安定を図ると同時に、時期を逸することなく、第二種居室への収容、物品の制限などの措置をとることとした。</p> <p>2 該当事項なし</p>
その他	<p>1 司法検視等の実施について</p>	<p>1 死亡後、検察庁へ通報したところ、司法検視を実施する旨の指示があり、午後6時44分から同時53分間まで現場検証を実施した上で、司</p>

参考事項

2 遺族の反応

法検視を実施、その上で
なされた。これを受け、

旨の決定が

2